

(以上解雇手當並に生計援助費總計金參拾八萬圓は爭議關係者にて適當に之を分配するものとす)

昭和三年四月十九日

野田醬油株式會社代表

茂木七郎右衛門

茂木七左衛門

茂木佐平治

日本勞働總同盟

鈴木文治

松岡駒吉

調停者

協國會常務理事 添田敬一郎

福永尊介

附記

一、爭議に關して提起せられたる刑事問題告訴は互に之を取下ぐることにす。

二、解雇者にして工員社宅居住者は解決の日より三箇月以内に退去すること。

第六章 結論

回顧すれば本爭議は昨年九月十六日總罷業に始つてより月を隔する事七箇月餘の長期に亘り其間幾多の犯罪行為(六十三起訴三)を伴つた我國未曾有の大爭議である。會社は損害を蒙る事百數十萬圓、組合亦十數萬圓を費やし双方死力を盡して

戦つたのである。恰も勞資兩階級に於けるチャンピオンであるかの如くに。然しながら斯くの如き事は全く經濟闘争としての勞働爭議の範疇を脱越するものであつて、一種の深刻なる感情的階級闘争に外ならない。恐らくは此會社に非らざる限り又此の組合に非らざる限り斯くの如き勞働爭議はあり得ない事であらう。

然らば如何にして本爭議が斯くも長期間に涉りて斯くも深刻に行はれたものであらうか。之を會社側より見るならば、

(一)今回は徹底的に組合掃蕩の決心をしたこと。

(二)新規採用職工の成績意外に良好にして生産力の恢復速かなりしこと、従つて經濟上の苦痛存外僅少なりしこと。

(三)社員の結果強固なりしこと等。

又組合側より見るならば、

(一)従來一度も負けた事がないので一般に今回も結束さへ續けば必ず勝つこと云ふ過信を持つて居つたこと。

(二)組合資金の豊富なりしこと。

(三)總同盟第一の勞働組合なりしこと云ふ自負心が強かつたこと。

(四)副業を有するもの多く一般に生活が安定して居たこと。

(五)爭議團員の性質が初心得で單純なりしこと、従つて幹部の宣傳がよく行はれたること。

等の理由を擧げる事が出来るであらう。

然しながら其根本とするところは結局「會社倒れるか組合潰れるか」の絶對的條件の下に戦つたからである。換言すれ